

設備の設置基準

自家発電設備を必要とする消防設備早見表

防火対象物	消防設備等の種類 設置基準		屋内消火栓		スプリンクラー					消火活動上必要な施設		
			第11条		第12条					第28条	第29条	
			一般	地階・無窓階 又は4階以上	一般	地階・ 無窓階	4階以上 10階以下	地階を除く 階数が11階以上	11階以上 の階	梯煙設備	連絡送水管	
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	延べ面積 500㎡以上 [1,000][1,500]	延べ面積 100㎡以上 [200]	床面積 6,000㎡以上 ※1※2	床面積 1,000㎡以上※3	床面積 1,500㎡以上※3				舞台部床面積 500㎡以上	
	ロ	公会堂又は集会場										
	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの										
	ロ	遊技場又はダンスホール										
(2)	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の様とに供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	700 [1,400] (2,100)		平屋建以外 6,000 ※1	1,000	1,000	1,000	全て ※5		地階又は 無窓階 1,000	
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの										
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの										
	ロ	飲食店										
(4)	イ	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場			平屋建以外 3,000 ※1		1,000				地階又は 無窓階 1,000	
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの			平屋建以外 6,000 ※1		1,500					
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅										
	イ	病院、診療所又は助産所			平屋建以外							
(6)	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	700 [1,000] (1,000)	150 [300] (450)	指定可燃物を危険物の規制で定める数量の七五〇倍以上貯蔵し又は取り扱った防火対象物	275㎡以上のものうち、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える機能として総務省令で定める構造を有するもの						
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者自立支援法第5条第7項、第8項、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）、	700 [1,400] (2,100)		平屋建以外 6,000	1,000	1,500	全て ※5				
	ニ	幼稚園又は特別支援学校			平屋建以外							
(7)	イ	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの										
(8)	イ	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの			平屋建以外 6,000 ※1	1,000	1,500	全て ※5				
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの										
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場										
(10)	イ	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は荷役の用に供する建築物に限る。）										
(11)	イ	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	1,000[2,000] (3,000)	200[400] (600)							地階又は 無窓階 1,000	
(12)	イ	工場又は作業場	700[1,400] (2,100)	150[300] (450)								
(13)	イ	映画スタジオ又はテレビスタジオ										
	ロ	自動車庫又は駐車場										
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫										
(14)	イ	倉庫	700[1,400] (2,100)	150[300] (450)	700(2,100)※4							
(15)	イ	前各号に該当しない事業場	1,000[2,000] (3,000)	200[400] (600)								
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの			床面積の合計が3,000以上のもの階のうち当該部分が存する階	1,000	1,500 ※6	全て ※5				
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物										
(16)2)	イ	地下街	150[300][450]		延べ面積 1,000						延べ面積 1,000	延べ面積 1,000
(16)3)	イ	建築物の地階（（16）2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）			延べ面積 1,000以上でかつ特定用途に供される部分の床面積の合計が500以上							（1）項から （16）項に同じ
(17)	イ	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物										
(18)	イ	延長50メートル以上のアーケード										
(19)	イ	市町村長の指定する山林										
(20)	イ	総務省令で定める舟車										

設備の設置基準

（備考）特定欄の○印は「特定防火対象物」に該当し、上表の様多数の者が出入りするもので政令で定めるものをいいます。延べ又は床面積欄の（ ）内数値は主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物。〔 〕内数値は、耐火構造または、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物。
 ※1 総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計。 ※2 舞台部の床面積が500m²以上。 ※3 舞台部の床面積が300m²以上。
 ※4 ラック式倉庫で天井の高さが10mをこえるもの。 ※5 総務省令で定める部分を除く。 ※6 （2）項又は（4）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階は1000m²。